

## 工作物石綿事前調査者講習の開講について（ご案内）

当支部の事業の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜わり、厚く感謝申し上げます。

さて、石綿障害予防規則の改正により、令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業を行うときは、「資格者（工作物石綿事前調査者講習を受講し、かつ、修了考査試験に合格した者）」による事前調査が義務付けられました。

このことから、当支部におきましては、下記のとおり標記講習を開講いたしますのでご案内申し上げます。

なお、令和8年度以降も、標記講習の開催を予定していますので重ねてご案内いたします。

### 記

#### 1 日程・会場

日 時	会 場	定 員	申込先
令和7年12月15日（月） ～12月16日（火）の2日間	茨城県建設技術研修センター （水戸市青柳町4193）	100名	茨城県支部 029-300-4638

※電話予約開始 10月15日（水）9時から

#### 2 受講費用

43,000円（テキスト代・税込み）

#### 3 講習時間割及び科目

1 日 目	8:50～9:00	オリエンテーション
	9:00～10:00	科目1. 工作物石綿事前調査に関する基礎知識1
	10:10～11:10	科目2. 工作物石綿事前調査に関する基礎知識2
	11:20～12:20	科目3. 石綿使用に係る工作物図面調査
	12:20～13:10	昼食休憩
	13:10～16:30	科目3. 石綿使用に係る工作物図面調査（途中、休憩有り）
2 日 目	8:50～12:10	科目4. 目視調査の実際と留意点（途中、休憩有り）
	12:10～13:00	昼食休憩
	13:00～14:00	科目4. 目視調査の実際と留意点
	14:10～15:10	科目5. 工作物石綿事前調査報告書の作成
	15:10～15:25	休憩
	15:25～15:30	修了考査説明
15:30～17:00	修了考査試験（90分）	

※受講科目の免除、受験科目の免除ともありません。全科目を受講・受験になります。

#### 4 申込み方法

本ホームページをご確認の上、当支部にお電話をお願いします。

建設業労働災害防止協会 茨城県支部

〒310-0062 茨城県水戸市大町3丁目1番22号

茨城県建設センター3階

TEL：029-300-4638 FAX：029-300-4639

ホームページ <https://www.kensaibou-iba.com/>

一部の工作物の  
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラー も  
(簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブルも

焼却設備 も

変圧器・キュービクル も

工業炉も

発電設備 も  
(非常用発電設備含む)

反応槽 も  
(オートクレーブ含む)  
対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

貯蔵設備も

配管設備 も  
(高圧配管・下水管含む)

義務化スタート!!

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

# 工作物石綿 事前調査者 による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、  
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

# 無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
<b>特定工作物</b> (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備 (太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備 (ケーブルを含む。) ⑨ 配管設備 (建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑩ 貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑪ 煙突 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い (建築物であるものを除く。) 上記 (①～⑰) 以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	<b>工作物石綿事前調査者のみ!!</b>
	⑪ 煙突 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い (建築物であるものを除く。) 上記 (①～⑰) 以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	下記のいずれか ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
<b>特定工作物以外の工作物</b>	上記 (①～⑰) 以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査(事前調査)しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。→

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



## 建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に

労基署及び自治体への**石綿事前調査結果の報告**はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

**Point 1** 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！

**Point 2** 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等<sup>※</sup>であっても、事前調査結果の報告が必要！ ※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

**Point 3** 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

### 事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

#### 報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物 <sup>※1</sup>	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上の工事
	改修	請負金額100万円以上の工事(税込)
特定工作物 <sup>※1</sup>	解体・改修	請負金額100万円以上の工事(税込)
	解体・改修	総トン数が20トン以上の工事

※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額100万円以上(税込)であれば報告対象

※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足りません。

事前調査結果の報告は石綿事前調査結果報告システムから実施していただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告

検索